

ただいま議題に供されました、第5号陳情【平和の森公園に中野体育館が移転することについて】、第6号・第8号・第9号・第10号陳情【平和の森公園に中野体育館を建設することについて】、第11号陳情【中野平和の森公園の保全について】、第12号陳情【平和の森公園のあり方について】の計7件の陳情につきまして、日本共産党議員団の立場から一括して賛成の討論をおこないます。

これらの陳情は、「緑とひろばの平和の森公園をいまのまま残して欲しい」という主旨のものです。以下、4点について賛成の理由を述べます。

第1に、各陳情にもありますように、現在の平和の森公園は緑豊かでいつでも誰でも自由に利用できる、これだけの広大な草地広場と樹林帯をもった場所は区内でも大変に貴重だという点です。子どもたちにとっても安心して自由に遊べること、また、どの時間帯においても幅広い年代の方がそれぞれの親しみ方で健康・いきがいの場として利用されていることなど、安全で快適な憩いの空間として多くの区民の皆さんに愛されている公園です。

現在、具体的な図面は示されていませんが、区が検討を進めている新体育館、陸上競技トラック、多目的グラウンドすべてを平和の森公園内に整備するとなれば、当然、公園全体のあり方が大きく変わります。区は樹木については十分配慮をしていくとしています。一定の範囲に渡っての伐採が想定され、また、草地広場の利用のされ方にも制限がでることは避けられません。

新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（素案）に係る意見・質疑における区の見解・回答において、草地広場への陸上競技トラック整備については、「利用者同士譲り合って利用して頂きたいと考えているが、いま、草地広場を利用している方々に、大きな制約をするつもりはない。」と述べる一方で、「子どもたちが遊ぶ横を、ランナーが走り抜けるなどということのないように使用時間帯の管理をしていく。」としています。そうであれば、やはり、現在の利用のされ方はできなくなることは明らかです。そうした懸念なども含め、7つの陳情の主旨にある「いまのままの平和の森公園を残して欲しい」という願いは、現在の公園利用者の切実な声であると考えます。

第2に、防災機能や環境保全機能においても、この平和の森公園は重要な役割を果たしていることです。当時、緑とひろばの避難場所をと防火樹林が計画的に配置されてきました。現在の平和の森公園におけるこうした樹林帯、緑の果たす役割は極めて重要だとの認識は誰も否定できません。防災専門家の中村

八郎氏によれば、防災公園の機能としては、緑のある空間、そして、何にでも利用できる広い空間が大事だと述べられています。区は、新体育館を設置することで、この公園の防災機能を更に向上させていくとしていますが、災害時には体育館は遺体安置所として利用されることが想定されています。沼袋小学校跡地や哲学堂公園など近隣の区有施設等との機能分担も含め、総合的に検討してこそ、防災機能の向上につながるのではないのでしょうか。

現在、区が予定している10000㎡規模の新体育館を仮に少年スポーツ広場のあたりに建設することになれば、先ほどの述べたように周囲の樹木伐採は避けられず、広域避難場所である公園の防災機能、そして、避難有効面積は大幅に削減されることとなります。また、夏の炎天下の際などにおいても公園内の気温は低くなっていることによる避暑機能も低下を招きます。貴重な緑と空間を活かすことこそが求められています。

第3に、第11号陳情にふれられているように、平和の森公園の開園に至ったこれまでの歴史や経過を大切にすべきという点です。

1954（昭和29）年を起点に、刑務所の移転を求める区民運動が広範に、かつ、ねばり強く展開され、1975（昭和50）年9月の法務大臣の廃止声明は「全区民一致の長く苦しい区民運動の成果」とされています。その後、廃止声明をめぐって区民の間に多様な区民福祉施設の要求が広がりましたが、区民協議会において再三の討議が重ねられ、「今後、二度と出現し得ないであろう貴重な公共空間」であるとの認識から、「20余年の区民運動が求める“みどりの広場と避難場所”の目的と過密な中野区の現況に照らし、跡地は可能な限り空間として確保し、分割的な利用はせず一体的な活用を図るべきである」と、結論づけられています。

1981（昭和56）年2月には、前年に設置された「中野刑務所跡地利用計画区民協議会」が丸1年を費やして、「中野刑務所跡地にみどりの防災公園をつくるために」と題する基本計画案をまとめ、区長に提出しています。基本計画案では4つの柱が示され、その中で「緑の広場を中心に樹林帯と水辺をできるだけ多く配置して防災に備える。平常時には、子供たちが自由に遊びを創り出せるような広場や、家族でレクリエーションを楽しめる多目的な空間とする。…（中略）…さらに、障害のある人、お年寄り、子供などあらゆる区民が、日常、非日常とも気軽に利用できるよう十分配慮する」とされました。

また、1997（平成9）年から1998（平成10）年に至る「平和の森公園第2期整備地域検討会」における成果においても、この公園の基本的な位置づけは「刑務所跡地利用区民協議会報告-昭和56年-」が示す“みどりの防災公園”と“家族を中心としたレクリエーションの場”であることが確認されています。こうした、長年の区民運動とその成果を無視し、時の行政の都合で平和の森公園の利用計画を変更することは許されるものではありません。

最後に第4点目として、住民参加・区民合意の区政運営のあり方として、区このような進め方には大きな問題があるという点です。7つの陳情のうち、2つの陳情には署名が添えられていましたが、あわせて6000人を超える方から署名があったことから、その重大さがみてとれます。

当初は、第九中学校跡地に新体育館を建設するとされてきた計画が、平成25年3月には現在の体育館の場所を含む区域3区有地での建て替えへと変更され、そして、今年3月に突然、平和の森公園内への新体育館整備の方針が示されました。度重なる計画変更にあたっては、まともな説明がされておらず、加えて、平成27年度の予算審議が終わった直後に、同年度の一般会計補正予算として、【平和の森公園改修検討に係る基本構想・基本計画策定及び都施設改修調査委託費用】が提案されたことも不透明な部分が多いと言わざるを得ません。

区は、「現在でもスポーツ利用の多い平和の森公園内に屋内・屋外施設を併せ持つことでスポーツ振興の拠点としたい」としています。しかし、先程も触れたように、現在の平和の森公園は、区民・中野区・区議会が一体となって長年に渡り、幾度とない協議を重ねてきた経緯と歴史があった上で現在の公園開園となりました。当時、「300mのトラックと100mの直線コースが設置できるようにしてほしい」という陳情や「野球場をひろば部分に移したらどうか」などの意見も出されていましたが、繰り返しの協議の中で、「カバーの上部は緑の芝生とし多目的に使えるひろばとする。固定したスポーツ施設は一切設けない」とされ、最終的に、「緑とひろばの避難場所」をとの結論に至っています。

【中野区緑の基本計画】では、「公園リニューアルの際には、日常的に利用する地域住民の意見を反映しておこなう・・・(中略)・・・公園整備においては区民参加型での検討を実施する」とされていますが、現時点で、そうした場も示されていませんまた、11月20日号の区報には、区議会に報告された内容であるとはいえ、あたかも平和の森公園内への新体育館整備計画が決定したかを思わせるような描き方で掲載がされました。現時点では、説明会も開催されていない中で、今年度中に整備構想・基本計画を策定しようという、あまりにも区民を無視した拙速なやり方は到底、認められません。

そもそも、この計画は、区役所・サンプラザ解体後の再開発のために、新区役所を移転しなければならず、その計画に押される形での平和の森公園内への新体育館建設ではないでしょうか。平和の森公園内での建設は白紙に戻し、新体育館建設にあたっては、閉鎖期間が生じない最善の方法も含め、配置場所についても十分な区民参加を保障して検討する必要があります。その際、もともとの計画であった第九中学校跡地や、その他の公有地などでの建て替えも、いま一度検討すべきです。

以上を申し上げ、計7本の陳情に対する賛成討論と致します。